

2017年6月16日

氏平 みほ子

1. 国民健康保険の都道府県単位化について

(氏平議員)

来年4月から国民健康保険制度は、都道府県が市町村と一緒に「保険者」となり、県は市町村の国保行政を統括・監督する仕組みが導入されます。県民の一番の関心事は、今でも高すぎる国保料が県単位化でどうなるのかという問題です。格差社会が進む中、国保料が払えない世帯が増え、差し押さえを受けるなど多くの県民が本当に苦しんでいます。そこで以下5点について保健福祉部長にお伺いします。

- ① 来年度実施に向けて、市町村は県からの指示待ち状態です。特に各市町村への「納付金」の負担額や市町村ごとの「標準保険料率」の試算結果をただちに公表すべきだと思いますが、実施に向けたスケジュールについてお聞かせください。
- ② 市町村の国保財政への一般会計からの法定外繰り入れについて伺います。国は、一般会計からの繰り入れは法律上禁止していません。従って政策上、保険料の負担緩和などを目的とした繰り入れは続けることができると理解していますが、それでよろしいでしょうか。
- ③ 現在、一部負担金の条例減免や資格者証の取り扱いなど、市町村独自に徴収や給付に係る事務が行われていますが、県単位化されても、これは来年以降も継続できますか。
- ④ 来年度からの県単位化では、医療水準が県北と県南では大きな格差があるため、わが県では、市町村ごとの保険料率にされるとのことで賢明な対応だとまずは評価いたします。しかしながら、国のガイドラインでは、「将来的には保険料水準の統一化を目指す」とされています。県内一円で医療水準が統一化されない以上はやるべきではないと考えますが部長のお考えをおきかせください。
- ⑤ 国は、国保の構造的問題を解消すべく出してきた新たな財政支援はたったの3400億円です。しかも低所得者対策の強化として拡充される財源は半分の1700億円です。この額で国保の構造的な問題が解決されるとお考えでしょうかお尋ねします。

(保険福祉部長答弁)

お答えいたします。

国民健康保険の都道府県単位化についてのご質問であります。

まず、スケジュールについてであります。昨年5月から、納付金や標準保険料率の算定の基本的考え方について、市町村と協議を重ねてきたところであります。

今後、協議結果を運営方針の素案として取りまとめ、国から示される財政支援等の具体的内容を踏まえて、8月末には、一定の前提条件のもとでの試算結果を示したいと考えております。

試算に基づき市町村との協議を深め、最終的には、年末に示される国の予算案や直近の基礎データを踏まえて来年度の給付金等を算定し、1月に公表する予定であります。

次に、市町村の法定外繰入についてであります。国民健康保険法には、法定外繰入についての明確な禁止規定はありませんが、健全な事業運営の観点から好ましくないため、解消・削減すべきものと考えております。

一方で、解消に向けては、被保険者の負担が短期間で著しく増加しないよう配慮も必要であることから、計画的、段階的に削減することを運営方針に盛り込む方向で市町村と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、市町村事務についてであります。県単位化後においても、引き続き、地域住民に身近な市町村が被保険者資格を管理し、保険給付の決定や個々の事情の応じた賦課・徴収等、地域におけるきめ細かい事務を担うこととなります。

県としては、運営方針に基づいて、市町村が担う国保事務の効率化等を促進してまいりたいと考えております。

次に、保険料水準の統一化についてであります。現状では市町村間で年齢調整後の一人当たり医療費等に差異があることなどから、直ちに統一はしない方向であります。将来的な保険料の在り方については、医療費の動向等を踏まえ、中長期的に検討する必要があると認識しており、今後、市町村との連携会議や国保運営協議会の場で、十分協議してまいりたいと考えております。

次に、国の財政支援についてであります。このたびの制度改革では、財政支援の拡充と併せて、県が運営の中心的な役割と担うこととなることから、国保の構造的な問題の解決に向け市町村と連携し、納付金制度の適切な運営や医療費適正化などの取り組みを進め、効率的な財政運営に努めてまいりたいと存じます。

なお、今後も医療費の伸びが見込まれることから、財政基盤の安定化のための支援について、全国知事会を通じ、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(氏平議員)

まず、スケジュール、一応 8 月末ぐらいには、国に 8 月には第 3 回目の試算を報告するという事になっていると思うんですけども、それに合わせた形で一定の、要するに納付金、各市町村の納付金や、各市町村ごとの保険料率について、かなり踏み込んだというか、正確なというか、今非常に市町村とのすり合わせでも誤差が生じていろいろと、混乱されているという風にお聞きしておりますけども、ほぼ 8 月末ぐらいには一定の国からの支援金などを加味せずにおいた段階で、出てくるといふふうに認識をしたらいいのでしょうか。で、いま全国的には 10 近い都道府県が、公表してるんですけども、その資料を見ますと、今の 2.5 倍に保険料がなるとか、非常に動揺が起きて混乱をされているようですので、曖昧な形での試算を市町村に公表するというのは私もあるべきではないと思っていますけども、8 月ぐらいにはある程度それを指標に都道府県が色々と検討ができるという風に考えたらよろしいのでしょうか。まずそのあたりを教えてください。

(保健福祉部長)

再質問にお答えいたします。納付金や標準保険料率という算定についてのスケジュール感の中で、先ほど答弁いたしました。8 月末ぐらいにはある程度でくるのかということでございます。で先ほども答弁いたしましたが、国から示される財政支援、こちらの内容がですね、まだはっきり、今の段階ではしておりませんが、夏までにはある程度そのことを含めて出てくるだろうということが、予定として示されております。ですので、そういう国からの財政支援との具体的内容も踏まえまして、8 月末には一定の条件のもとでの試算結果、すなわち、実

は試算の前提となるそのいつの医療費を使う、平成 27 年度分なのかとかですね、そういうこともまだはつきり決まっておきませんので、そのベースデータが異なるとまったく変わってくる可能性もございますので、今のところ市町村と協議いたしておりますのは、その考え方ですね、どういう風な形で納付金なり標準保険料率というのを算定していくのかということについては、綿密に調整しておりますので、8 月末と申し上げましたのは、国から示された財政支援の内容がある程度見えてくる、ということ踏まえての答弁であります。以上でございます。

(氏平議員)

わかりました。ありがとうございます。それから国保というのは昭和 13 年から、古い戦前からの制度で、ほぼ 1 世紀近く市町村が担ってきたという歴史があるわけですね。だから非常に市町村単位で細かいいろんな施策やまた公的医療機関を作ったり、保健事業をやったり、市町村が主体となってそして、県北と県南では非常に医療の水準も違うわけで、担ってきて私は古い歴史そして蓄積があると思うんですね。その市町村が一世紀近くやってきたのがもう来年からすべて財政は県が握る、という中で市町村が非常に混乱されてるという風にも聞きますし、私としては今まで蓄積した市町村の社会保障の一部だと私たちは考えておりますけれども、国保が安定的に運営されるような仕組みを県単位になっても絶対に崩してはならないという風に、強く思っているわけで、そういう意味で、質問しまして、今まで作ってきた市町村の制度ですよ、それは県単位になってもの今までどおり市町村独自の地方自治に基づいてやられるということで安心だけでも、例えばですね、将来的に県の保険料水準が一本化、今はそれぞれ違いますけれども、例えば一本化された場合でも市町村独自のそういう制度がですね、保たれていくことになるんでしょうか。ちょっと私はそれは非常に矛盾が出てくるのかなと思ったりするんですが、そのあたり部長、どのようにお考えでしょうか。

(保健福祉部長)

再質問にお答えいたします。ご質問いただきましたように、例えば標準保険料率等が都道府県で将来的に一本化された際に、各市町村がこれまで 100 年近くにわたって担ってきたまさに固有の事務という部分の裁量が、担保されるのかというようなご質問でございます。将来的な話というのはなかなか難しいですが、現行の今回の改正でございますが、今回の改正については一般財源の繰り上げ等も含めて、国保財政というのは非常に構造的な問題を持っている、すなわち年齢構成が高いとか医療費水準が高いとか、というようなやはり市町村国保一つの自治体だけではなかなか難しいと、例えば、ちっちゃな町でひとり大きな病気をされると非常に保険料というか、その市町村負担が大きくなる、というようなこともございますので、その財政運営の部分については今回の法改正で都道府県が担うことを基本としつつも、先ほどご答弁申し上げましたように、市町村の役割については例えば保険料の賦課徴収とか、あるいはその予防に資する保険事業の実施と等、そちらのあたりにはしっかりと市町村がこれまで以上にやっていただくということが明記されてますので、まあ現行の法改正の制度の中においては、市町村において独自のその動きというのはしっかりやっていただく形になるという風に思っております。以上でございます。

(氏平議員)

それでは 5 番目のところ、財政的な国の支援が 1700 億円が低所得者ということで、これから具体的に示されるにしても、これでは構造的な問題は解決をしない、ご存じのように国保は 8 割が無職の人と、ワーキングプアの人が 8 割。加入している。そして平均所得は 140 万と言われているのが国保なわけですから、ここがもうとんでもないお金になるということは許されないことなので、そのあたりで一般財源からの繰り入れをしてきてい

る経過があるわけですが、国の支援策は私の聞いた話では、だいたいひとり平均 5000 円くらいの支援があると聞いてるんですが、その 1700 億円の見通しについては何か一定のめどがあるんでしょうか。そういう、ひとりの保険料が減免されるということでの情報ですよ。どんなでしょうか。

(保健福祉部長)

再質問にお答えします。今回の国保制度改革に基づき、国の方が純増で全体で 3400 億円、こちらの方を毎年増額していくと。毎年というか、毎年その 3400 億円分ずつ増やすということでございますが、そのうち、議員ご指摘のように 1700 億円については、低所得者の保険料軽減措置ということでございます。今 7 割軽減 5 割軽減 2 割軽減というのがあるんですが、例えばその 27 年度の、2 年前からですが、5 割軽減、2 割軽減のものについては、その少し広がったと、というようなことにはなっております。そのうえで、まあ十分に残りの 1700 億円で各市町村、一般繰り入れの状況で本当に大丈夫なのかというような趣旨のご質問と理解しました。あらたな財政支援につきましては、国によりますと 3400 億すべてを単純に、3 兆円くらいの規模ですので、おしなべますと被保険者ひとり当たり約 1 万円の財政改善効果というのを国の方では示しています。一方でその半分につきましては低所得者対策、一般繰り入れということもございまして、それ以外に何か起こった時の基金もつくる予算といのもございまして、あるいはその保健事業、いわゆるヘルスの方で予防事業をしっかりとやることによって、医療費の給付の適正化というのを図ることによって被保険者の負担軽減というのを合わせて図っていくのかなと、いう風に思っております。以上でございます。

(氏平議員)

保健福祉部長、ご答弁ありがとうございました。ぜひ、国保が高いというのはみなさん本当に悩んでおられますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

2. 子どもの貧困対策について

(氏平議員)

少子化が進む中、どこの自治体でも、子育て支援に力を入れています。本県では、子ども未来課とは別に、子ども家庭課を新たに作られ、体制を強化し、母子家庭などの自立支援、また子供の貧困対策など子どもの福祉に資する施策を積極的にとりくまれるということで、評価もし、大いに期待もしているところでもあります。そこで以下 3 点について知事にお伺ひいたします。

① 子どもの貧困対策について

県では子ども家庭課の施策の中で、子どもの貧困対策に係るネットワーク会議を設置し、まず、子どもの生活実態調査を実施されるとのことですが、どのような方法で実態を把握されようとしているのでしょうか。知事にお尋ねします。私が伺った子ども食堂では、近くの県営住宅に暮らしている 4 人兄弟ですが、風呂の給湯器が壊れたが、20 万円近くかかるため、修理できず、台所の給湯器からバケツでお湯をバスタブに運んで入っている家庭があり、その実情を知った子ども食堂では今、お風呂を提供しているというお話でした。その住宅ではそうした風呂に入れな家庭が他にもあり、子ども食堂は子供の風呂屋になっているということです。この事例のように、子供の実態の把握は、学校だけでは掴みきれません。地域、NPO 団体など幅広いネットワークに協力を要

請し、実態をより正確に掴むことが対策を打つための前提と考えますのでおたずねします。

② 未婚の母子家庭への支援の拡大について

ひとり親家庭の相対的貧困率は54.6%と高く、様々な支援策が講じられています。母子家庭に至った理由の第一は離婚で80.8%、次は未婚7.8%、死別が7.5%で、未婚が死別を最近上回っています。しかし、未婚の母子家庭は所得税法で定める「寡婦控除」が適用されません。所得税の控除がなければ、住民税や保育料なども高く設定され、婚姻歴のある母子家庭に比べ重い税負担となっています。未婚の母子家庭は養育費などない家庭も多く、母子家庭の中でも経済的に厳しい状態に置かれていると思われれます。様々な事情があったにせよ、一生懸命子育てしている母子家庭に変わりはありません。

こういった状況もあり、昨年10月から全国的に公営住宅に「寡婦みなし適用」がされました。また、県下の自治体でも岡山市など8市町で保育料など「みなし適用」がされています。県として、各自治体に「みなし適用」を拡大するよう働きかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、国も問題意識を持ち、昨年全国的に調査をされているようですので、国に対しても所得税法の改定を早急に進めるよう求めるべきだと考えますが、併せて知事のお考えをお聞かせください。

③ 小中学校における学校給食への支援について

義務教育における給食とは何でしょうか。2005年に制定された食育基本法では「食育は、知育、徳育、体育の基礎となるべきもの」と位置付けられ、2008年に改正された学校給食法では、「学校給食を活用した食に関する指導」すなわち食教育が明確に位置づけられました。憲法26条では、義務教育の無償化が言われていますが、まさに給食も食教育そのものであり、当然無償であるべきと考えます。

現在、全国的に各地方自治体において、子育て支援策、また子どもの貧困対策の一環として、学校給食への助成制度が広がっています。わが県でも新庄村、奈義町、久米南町での一部助成の制度があります。他の自治体でも検討したい意向もあり、県の補助があればと期待の声が上がっています。たとえば、県産米を県が買い上げ給食に提供すれば、農家も喜ばれますし、産直の美味しいお米を子ども達に食べてもらえるのではないのでしょうか。県の給食への補助について知事のお考えをお聞かせください。

(知事答弁)

共産党の氏平議員の質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策についてのご質問であります。

まず、生活実態調査についてであります。民間団体や有識者、市町村等で構成する「子どもの未来応援ネットワーク会議」において調査内容や具体的な手順などを検討した上で、市町村や教育委員会と連携しながら、学校や家庭での生活の状況や困りごとなどを抽出アンケートにより把握することとしております。

さらに、NPOや児童養護施設関係者へのアンケートや聞き取りを通じて、支援者側の視点からも子どもの状況を調査する予定であり、地域の幅広い協力をいただきながら、子どもの貧困の実態把握に努めてまいりたいと存じます。

次に、未婚の母子家庭への寡婦控除みなし適用についてであります。保育料などの算定方法については、市町村が家庭状況などを踏まえ、主体的に判断しているものであり、県としては、みなし適用の拡大を働きかけるところまでは考えていないところであります。

また、所得税法の改正については、他県と連携して、国に働きかけてきたところであり、国の税制改正に関する議論の動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、学校給食への補助についてであります。給食費は学校給食法により、保護者が負担することとなっております。経済的に困窮している世帯に対しては、就学援助による助成が行われているところであります。お話の自治体の例も承知しておりますが、給食費への助成を行うかどうかは、設置者において適切に判断されるべきものと考えており、県が補助することは、現在の財政状況からも困難であると考えております。以上でございます。

(氏平議員)

ありがとうございました。いよいよ家庭課というあたらしい課を作られました。調査をされるということでは、期待もしております。先ほど、知事のご答弁でも、抽出アンケート、そしてそれぞれのNPOや色々な関係団体、支援をする側からの色々な情報を頂きながらということで、ぜひしっかりと調査をしていただいて、実態をつかんでいただきたいというふうに、これは要望をいたします。

それから、寡婦控除のところですけども、国も動いているようですので、ぜひ所得税法の改正に向けて、本当に同じ母子家庭でも結婚をしていないがために控除が受けられない、というのはやはり子供たちにとっても非常に悲劇でございますので、その辺はそれが増えているんですね、率が増えているという流れもありますので、しっかりと国に対しても要望して頂きたいと思いますが、このあたり、国への働きかけについてはどこまでしていただけるのでしょうか。

(知事)

気持ちがある、ということ。働きかけている、ということをお願いしたわけですがけれども、詳しい内容について、部長の方から答弁させます。

(保健福祉部長)

再質問についてお答えいたします。国への働きかけでございますけども、16 大都道府県児童福祉所管課長会議というような会議がございます。そちらの中の要望活動の一環としまして、未婚のひとり親家庭については、現在所得税法上の寡婦控除の対象外ということでございますので税負担だけでなく、保育料などにおいても負担に差が生じている、という観点から16 大都道府県が一緒になって厚生労働省、内閣府にこの適用されるように、財務省のほうに働きかけてくれ、というような形での、要望、具体的な要望もしております。そういう意味で様々なルート、あるいは様々な状況に応じて対応しているような状況でございます。以上でございます。

3. 主要農作物種子法の廃止について

(氏平議員)

「主要農作物種子法」廃止法案が関係者の反対を押し切って今年4月14日に強行採決され、来年4月から施行されます。

昭和27年に制定された種子法は、稲、麦、大豆といった主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、都道府県の役割を位置付け、良質で安価な種子を農民に安定的に供給してきた法制度です。だからこそ、

種子法の廃止は、国民の基礎的食料である米、麦、大豆の種子を国が守るという政策を放棄するものであり、種子の供給不安、外資系企業の参入による種子の支配などの懸念が国民の間で広がっています。しかもこの種子法が果たしてきた役割をまったく議論せず、また、この法律の主役である都道府県の意見も聞かず、廃止ありきの政府の姿勢は大問題と言わなければなりません。そこで

種子法廃止に伴う県の対応について以下3点農林水産部長にお尋ねします。

- ① 種子法の廃止について、どのようにお考えでしょうかお尋ねします。
- ② 岡山県農林水産総合センター農業研究所がこの種子法の下で、長年担ってきたのは、地域に合う品種の開発、「奨励品種」の選定に係る試験、さらに原原種や原種の生産、遺伝資源の保存などです。こうした業績をどのように評価されていますか。
- ③ 国は、種子法に代わる種子生産に関する留意事項を取りまとめたガイドラインを早期に作成するそうですが、このガイドラインはあくまでも技術的助言であり、法的拘束力はないと言っています。従って今後は各都道府県の農業行政にまかされることとなります。私は農業研究所の長年担ってきた役割が今後も継続され、安易に民間企業に種子の情報が流出しない措置を講ずるべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

(農林水産部長答弁)

お答えいたします。

主要農作物種子法の廃止についてのご質問であります。

まず、所感についてであります。国は、都道府県の種子開発・供給体制を活用しつつ、民間活力の導入を一層促進するため、法を廃止することとしたものと承知しており、今後とも、高品質な農作物生産のためには、農業者への優良な種子が安定的に供給されることが重要であると考えております。

次に、農業研究所の業績への評価についてであります。農業研究所では、本件の気候に適した、味が良く作りやすい水稻の新品種を開発するとともに、主要農作物種子法に基づき、昭和28年から奨励品種の選定に係る試験や奨励品種の種子生産の元となる原原種や原種の生産を継続実施するなど、長年にわたり農業者に優良種子を安定供給しております。

現在、水稻9品種、麦3品種、大豆2品種を奨励品種として選定しており、水稻では作付面積30,400haの86%奨励品種が占めるなど、農作物の生産振興に大きく貢献していると考えております。

次に、農業研究所の今後の役割等についてであります。今後、国から示される予定のガイドラインを踏まえながら、引き続き、農業者へ優良な種子が安定供給できるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、これまでも栽培技術など種子生産に関する知見は、民間企業の求めがあれば提供することとしておりますが、種子が国外に流出することがないよう、種子法を廃止する法律の附帯決議がなされているところであります。以上でございます。

(氏平議員)

ありがとうございました。廃止についての所感をお聞きしまして、民間活力、国の説明は私にとっては納得いかない説明のように思うんです。要するに民間に門戸をひらいて、民間活力でもって今まで蓄積した資源・財産をどんどん民間が欲しいと言ったら出して行って民間も一緒になって競争していくみたいな感じなんですけども、この間も門戸を開いていたんですね。民間が種子を作って売っていくことについては別に公的な都道府県だけの仕事ではなかったんですけども、やっぱり一種類の稲を作るのにこの前農業研究所にお邪魔しましたが、10年

は最低でもかかる。新しい優良品種を生み出すのに10年はかかる。かかるときには15年もかかる。そういう地道な研究でもって岡山県にふさわしい稲を開発してきた資源財産を農業研究所は持っている。それを民間活力の導入ということで安易にはいい、どうぞありますよ、としていいのか。と、そこに、外国のモンサントのような、多国籍企業がですね、遺伝子組み換えのようなのがどんどん参入してくる。世界でももう30%くらいのシェアをモンサントが持っているわけですから、やっぱりそういうことでものすごく岡山県の行政として、今までの農業研究所が担ってきた役割、これをやっぱりきちっと守って頂きたい。そういうことでは、最初の廃止の理由がですね、民間活力の導入というふうに言うんだけど、これは危ないことになるんじゃないかという風に私は懸念しているのですが、部長は国の説明で納得をされておられますか。

(農林水産部長)

再質問にお答え致します。外資が参入してくるのではない、危ないのではない、というご質問であったと思いますけども、外資による独占という部分につきましては、食料政策という部分で国において対策を講じられるものと考えております。また、今回の種子法の廃止をする法律の付帯決議におきましても種子が国外に流出することがないようにというところが示されているところで、これに基づいて対応されるものと考えております。以上でございます。

(氏平議員)

はい、それでは2番目の今になっておられる農業研究所の役割はこれからも継続的に担って同じようなお仕事をしっかりして頂けるという風に認識をしておけばよろしいのでしょうか。

(農林水産部長)

これからの安定供給という部分でございますけども、国において法廃止後の種子生産というものについてはガイドラインというものが今検討されているところでございまして、その結果を踏まえまして今後も農業団体と連携いたしまして、供給体制は整えて、適切に対応して参りたいという風に考えております。以上でございます。

(氏平議員)

農家の方にお聞きしましても、今、農協さんから提供される種子は非常に安価で品種が改良されていいものだ。しかし、種子法という根拠法が無くなって民間が入ってきたら、今でも三井化学なんかが出している種は、今の県が出している値段のだいたい4、5倍なんですよ。4、5倍の価格の種が出回っているという風なことになりますので、本当に安定的な安価な種子が守り通せるかところでは、いまの農業研究所の役割、農協さんと連携した役割というのを絶対に握って離さない、という姿勢を、やっぱり県が持っていけないと、ずるずると民間が入ってくるという可能性もあると思うので、私は農業研究所にもお邪魔して、所長さん以下ともお話をさせていただきました。この種子法の廃止は寝耳に水だとおっしゃっておられましたけども、自分たちの仕事に対して非常にプライドも持っておられるし、歴史もあると。自分の任期中に一つか二つの新種が新しく、10年15年かかるわけですから、そういう長いスタンスで研究をされてこられた、こういう研究所の人たちの思い、そして積み重ねてきた蓄積、これが農家の人を本当に安くいいお米が岡山県でとれているんだということの、おおもとの仕組みになっていたわけです。ぜひ、守り抜いていただきたいことをお伝えいたしまして、発言を終わります。最後は要望で結構でございます。ありがとうございました。

